

1983年4月3日

SSKO No.45 第11回総会議案集

東腎協

東京都腎臓病患者連絡協議会

事務局 東京都

〒161 電話

郵便振替口座

加入者名 東腎協



Ami

元・福元美保子

昭和五十一年二月二十五日第三種
SSKO通巻第八〇五号(毎週二回)
昭和五十八年三月十四日発行

物認可
曜日・金曜日発行

第 11 回 総 会 ご 案 内

東腎協規約第六条により、左記の通り第十一回総会を全国労音会館において開催しますので、会員、家族の皆さん、お誘いのうえご参加下さい。

記

一、日時 昭和五十八年四月三日(日)
二、次第 第十一回総会(午前十一時)

記念講演(午後二時から)
「新しい透析療法CAPD」
講師・中川成之輔先生
(東京医科歯科大学)

一、会場

全国労音会館
〒101 千代田区西神田3-9-10
☎〇三(二六五)六三六六

※総会は午前十一時から行われますので
参加者には弁当を用意します。

△交 通▽国電水道橋駅西口下車5分、地下鉄都営
新宿線九段・神保町下車9分、地下鉄都
営三田線水道橋・神保町下車9分、地下
鉄東西線九段下車9分
△駐車場▽会館には駐車場がありませんので、自家
用車をご遠慮下さい。

労音会館案内図



東腎協第11回総会次第

開会あいさつ

議長団選出

会長あいさつ

△報告事項▽

活動報告、決算報告

監査報告

△審議事項の提案▽

活動方針案、予算案

規約改正案、スローガン

新役員選出

閉会のあいさつ

総会終了後、記念講演

昭和57年度活動報告(案)

一、はじめに

東腎協は、昨年十一月十九日に結成十周年を迎えました。また、人工透析療法が全国的に普及するきっかけとなった国による人工腎臓整備五カ年計画や、身体障害者福祉法の改正により、腎機能障害者が更生医療の対象となつてからも十年、東京都が国に先駆け、初めて腎疾患対策費として人工透析治療補助費を予算化したのも十年前のことでした。

それから十年、「臨調」の受益者負担のもとで老人医療の有料化(昭和五十八年二月一日から)、高額療養費自己負担限度額的大幅引き上げ(昭和五十八年一月一日から)など施策の後退が断行されています。

昨年末に決定された昭和五十八年度予算政府案は、五十七年度に引き続き防衛

費のみ突出し、国民生活に直結する社会保障、文教費などが、受益者負担ののもとで削減されました。また、人事院勧告(公務員給与)凍結に伴い、すべての年金、恩給の物価スライドが初めて見送られました。

このような厳しい状況の中で、第十回総会で決められた活動方針に基づき、次のような活動を進めて来りました。

二、主な活動と成果

(1) 都当局に対する予算要請

昨年八月二十四日、私たちは「腎疾患統合対策を確立するための患者代表を含めた委員会の設置」等十五項目の要望書を都に提出しました。そして、都福祉局

老人福祉部、同心身障害者福祉部、都衛生局病院管理部、同医務部、同医療福祉

部、同公衆衛生部、都労働経済局職業安定部等に対し要請しました。

また、東京難病団体連絡協議会(東難連)が行なった都衛生局、福祉局、都議会各党に対する予算要請にもその都度参加しました。

本年一月十二日に発表された昭和五十八年度予算案は、都税収人の不振と国の行財政改革の影響で、財政環境はまれにみる厳しさ、その中で「心身障害者福祉手当の増額」(昭和五十八年十月から八、五〇〇円が、九、〇〇〇円)が認められました。また、「医療過疎」地域である墨東と多摩南部に初の公設民営方式の病院を建設するための調査費三百万円が計上されました。重度身障者の雇用促進では、労働経済局が第三セクター方式による重度身障者多数雇用事業所を将来建設することになり、調査費二百万円が計上されました。

(2) 腎臓病の知識普及啓蒙について

機関誌「東腎協」は、今年度も年四回定期発行し、会活動の状況、会員の体験、

意見等を掲載し、会員の情報源としての役割を果たしました。特に、第十回総会の記念講演「透析患者と合併症について」(講師・杏林大学医学部教授長沢俊彦先生)の内容を掲載した處43は大好評で、いくつかの他界の機関誌にも転載される程でした。会員の病気に対する知識普及のため、このような好企画は今後も引き続き行なう必要があります。

都民を対象とした東難連主催の「第七回腎臓病医療相談会」は、昨年九月二十六日に東京都勤労福祉会館で開催され、二十五人(男性十四人、女性十一人)の方々が相談を受けました。

医療スタッフは、杏林大学病院第一内科教授長沢俊彦先生、同助教授北本清先生、同講師中林公正先生、同助手吉田雅治先生が担当され、(社)東京都医療社会事業協会の相談員(MSW)の方々の協力を得ました。この医療相談会は、東腎協が加盟している東難連が、東京都から委託されている事業で、都民への腎臓病の知識普及という観点から今後も引き続き行なう必要があります。

例年、個人会員を対象に開いている文

流会は、今年度はすべての会員を対象に、昨年十一月七日に東京都勤労福祉会館で開催しました。当日は二十八人が参加し、自己紹介の後、医療費の問題、会活動の問題、CAPDについてなど活発な発言があり、有意義な一日でした。

(3) 腎バンク拡大 街頭キャンペーン

今年度で二回目を迎えた腎バンク拡大全国統一街頭キャンペーンは、昨年九月十九日に全国四十六都道府県一八九カ所に四、六四〇人が参加して行なわれました。東腎協では、上野、銀座、渋谷、新宿、立川の五カ所で実施しました。当日はあいにくの雨空でしたが、一昨年の参加者が大幅に上回る一六九人の会員、家族が参加し、盛り上がりのある行動となりました。このキャンペーンに東腎協ではチラシ二万枚(全腎協支給)を用意、また、横断幕、セッケン(全腎協支給)、メガフォンなどを使用し、都民に死後の腎臓提供の登録を呼びかけました。

街頭キャンペーンの成果を東京地区の登録数で見ると、第一回キャンペーン前

の昭和五十六年一月から同年十月までの平均登録数四八・五人(月)に対し、第一回キャンペーン後の昭和五十六年十二月から翌年九月までの平均登録数は、一一・三人(月)と倍増しています。また、今回のキャンペーン直後の昭和五十七年十月の登録数は、二七六人と過去最高の登録数にのぼっています。

このように、私たち患者が自ら街頭に出る運動は、マスコミの報道もあり大きな成果をあげています。

問題点として、参加者に年配者が多く、移植の対象者でこのキャンペーンの中心になるべき若い人の参加者が少なかつたこと、二時間立ち続けてのチラシ配布は体力的にかなりきつたこと、他の団体とからありなど場所の選定の問題などがあげられます。

また、昨年は、日本で初めて脳死段階での腎臓移植が発表され、マスコミでも大きな論議を呼ぶなど、腎臓移植に対する一般の認識も深まり、腎バンク登録拡大への期待も大きくふくらみました。

(4) 国会請願署名について

昨秋より会員の皆さんに取組んでいた
だいた全腎協の国会請願署名・募金は、
昨年を上回る二七、四〇八人、募金一、
五六四、二七五円（二月二日現在）が集
まりました。その内全腎協へ四二四、九
一六円を納入しました。

全腎協の国会請願は、二月二日に行な
われ、全国三十八都道府県から二〇九人
が参加しました。東腎協からは、常任幹
事十二人、幹事八人、会員三十一人合計
五十一人と、過去最高の参加者数でした。
東腎協の代表は、衆・参両院の社会労働
委員九人と、都選出の他の委員会所属の
議員二人に要請したほか、他県選出の議
員三人も含めて紹介議員になっていたた
くよう要請しました。

(5) 他団体との連携について

全腎協の第十二回総会は、昨年五月十
六日大阪市の市立労働会館で開かれ、東
腎協からは二十五人（内役員十三人）が
参加しました。また、全腎協へは運営委
員として石川会計が、幹事として一ノ清
副会長、会計監査には平沢副会長が、そ

れぞれの立場で協力、活躍しています。
その他、全腎協関係では、第十回関東
ブロック会議（於東京）、第十一回関東
ブロック会議（於群馬）にそれぞれ二人
が出席しました。

全国難病団体連絡協議会（全難連）第
八回総会には十人、第八回全国患者団体
連絡協議会（全患連）大会には七人がそ
れぞれ全腎協の代議員として積極的に参
加しました。また、昭和五十八年度予算
案の復活要求のための全難連・全患連統
一行動にも参加しました。

東腎協が加盟している東難連は、今年
度も平沢副会長が会長を務め、東京都の
委託事業である難病相談、都庁各局、都
議会各党への都予算案に関する要請、陳
情等の活動をしてきました。また、東難
連主催の昭和五十八年度都予算案に対す
る要請行動には三人が参加しました。

その他、国際障害者年東京都連絡協議
会へは、今年度も引き続き平沢副会長が
出席し、内部障害者の立場からいろいろ
な問題を取りあげて提言してきました。

(6) ニプロ問題について

昨年三月、ニプロ社販売のダイアライ
ザーを使用した透析患者の中から、大量
の眼障害が発生したという事件がマスコ
ミにより報道され、全国の透析患者に大
きな不安を与えました。被害者は、全国
二十八都道府県に及び、その数は一九二
二人にのぼりました。これらの患者のうち
一人は片眼を失明し、残る片眼も著しい
視力低下を来たすという深刻な事態とな
りました。

この事件で全腎協は、四月以来ニプロ
など関係三社と交渉を続け、八月四日に
基本的な合意が成立し、弁護士との立ち合
いのもとに協定書及び被害補償について
の覚え書きの調印式が行なわれました。
東京での被害者発生状況は、十二施設
三十六人（内会員患者八施設二十三入）
で、本年二月現在、二十七人の人が補償
金を受領済み、または算定済みとなっ
ています。東腎協では、被害者の発生した
病院の医師などに協力を要請し、被害者
調査票を作成し、被害者の補償問題解決
に努めました。

この事件は、昨年十月十二日に厚生省
が事故原因を発表し、十一月十九日にメ

「カー」の「日本医工」を二十日間の製造業務停止処分にしたことにより、一応の解決がつきました。しかし、この事件は単なる偶発的なものではなく、その遠因は医療費の切り下げにあるとの認識に立ち、私たちが医療を受ける者の生命にかかわるこのような事故が、再び起こらないように関係当局に強く要望するものです。

(7) その他の活動

昨年の第十回総会で、東腎協結成十周年を記念して、「十年誌」の発行を決議しました。そして、その準備のため、総会直後の四月十九日に開催された常任幹事会で、「十年誌編集委員会」を発足させ、五月一日に第一回目の委員会を開きました。その後、十一月二十三日までに九回の編集会議を開き準備を進めてきました。

その主な内容は、①題名は「あゆみ」(副題、東京都腎臓病患者連絡協議会の十年)②東腎協十年の活動を振りかえって③座談会「女性にとって透析とは」④会員の手記⑤東腎協十年の主な活動⑥昭

和五十六年十月に行なった会員の実態調査報告集などです。「あゆみ」の体裁は、A5判、一一二ページで、二月二十五日付で四千部発行されました。

また、会員名簿の作成も第十回総会で決議されました。東腎協は、病院単位の連絡協議会ですが、最近、各種の施策が各特別区、市、町、村に移管されていること、また、私たちが東腎協の運動も自らの要求解決のためでなく、地域の住民と共にその健康と福祉の拡充を目指す運動が必要なことなどから、それらに対処するため地域の組織化の必要性が認識されたからです。

会員名簿は、二月現在で五十の患者会から提出され、事務局でカードに転記され、各区市町村及び県別に整理されています。皆さんから提出していただいたこの名簿は、各区市町村との交渉時のみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

三、今後の問題

今年度は、当初より事務局長空席、会

長が事務局長代行という多難を思わせるスタートとなりました。その会長も六月には長期入院という事態となり、一部の役員による困難な条件の中で活動となりました。このような中で、一部の事項についてはある程度の成果をあげることができましたが、腎臓病の総合対策など一朝一夕には解決のつかない課題も多く抱えており、今後とも引き続き粘り強い運動が必要です。

東腎協の過去十年間の運動は、会員の要求や要望など初期の目的を達成し、皆さんの信託に充分こたえ得たものと確信します。しかし、昨今の状況はまことに厳しいものがあります。来年度予算政府案も実質で前年比マイナス予算で、とりわけ医療費抑制、受益者負担が強く打ち出されています。従って私たちの運動も苦しいものと予想されます。

この厳しい現実を再認識し、より強い「東腎協」にしなくてはなりません。そして、この東腎協の運動も自らの要求解決のためだけでなく、都民、あるいは地域の住民の健康と福祉の拡充を目指す運動をしていく必要があります。そのため

の前提ともなる地域ごとの組織化は、こ
こ数年來の課題でもあります。しかし、
現在の東腎協は、活動出来る役員が少な
く、区市町村に対する運動の必要性を認
識しつつも実現出来ないというのが現状
です。

ぜひ、会員の皆さんの積極的な参加と
協力をお願いいたします。そして、より
よい医療と福祉の拡充のため全員が手
組んで頑張らましよう。

四、東腎協十年の成果

国民は、だれでも生存する権利を持っ
ていながら、「金の切れ目が、生命の切
れ目」と言われていた人工透析治療の状
況の中で、悲惨な現状を改善しようと、
昭和四十六年六月、全腎協が結成されま
した。

当時、東京の患者が主体だったことも
あり、国と共に東京都へも運動しており、
昭和四十七年七月に都が国に先駆け「人
工透析の医療費助成制度」を実施するこ
とになりました。それに影響され、国が
十月から腎不全患者を身体障害者と認定、

「更生医療の適用」を早める結果となり
ました。

このように、東京都の福祉行政が、全
国的な影響力を持ち、また、実際の施策
が地方公共団体を通じて行なわれること
が多いことから、東京都へ直接働きかけ
る必要性を痛感し、昭和四十七年十一月、
「東腎協」が結成されました。
それ以来十年間いづくかの成果をあげ
て来ました。

(1) 腎疾患対策

47・4	都	18歳未満の入院慢性腎炎 ネフローゼ治療費公費負担	49・7	都	小児慢性特定疾患治療研究 事業実施要綱発表
47・7	都	人工透析治療費補助(自己 負担の半額)	49・5	国	慢性腎炎を特定疾患調査研 究対象疾患に指定
47・8	国	児童の慢性腎炎、ネフロー ゼの治療研究事業実施	49・4	国	小・中・高校生との隔年検尿 実施
47・10	国	腎機能障害者が身体障害者 福祉法の対象になり更生(育生) 医療適用となる	48・5	国	ネフローゼ症候群を特定疾 患調査研究に指定
48・1	国	18歳未満の入院慢性腎炎 ネフローゼ治療費公費負担予算 化	48・4	都	小児慢性腎疾患(通院も) に医療費助成実施
			51・4	都	小児慢性腎疾患(含通院) の医療費助成の年齢制限を十八 歳未満から二十歳未満まで延長
			51・10	都	ネフローゼ症候群に医療費 助成
			52・2	都	都立大久保病院に腎不全セ ンターの設置

52・6 国 腎臓バンク（関東地区）発

足

52・9 都 内部障害三級の医療費助成

実施

54・12 国 角膜及び腎臓移植に関する

法律成立（55・3施行）

56・2 都 腎摘出費用助成として六百

万円計上される

56・6 国 腎摘出費用も健保適用とな

る

(2) 福祉対策

47・10 国 腎機能障害者身体障害者福

祉法の対象となる

都 都営交通の無料乗車券及び

民営バスの割引き乗車券交付

都 駐車ステッカー交付

都 自動車税、自動車取得税の

減免

49・4 国 腎機能障害も身体障害者雇

用促進法の対象となる

区 区市町村での単独事業（難

病手当等）江戸川区で始まる

49・10 都 心身障害者福祉手当の支給

実施

52・10

都 付添看護料の差額補助実施

都 身体障害者運転教習費の補

助実施

55・3

国 内部障害者にも乗用車の物

品税免除適用

文書発言もできます

東腎協規約第六条で、総

会にたいして文書による発

言も認められています。

なお、総会議案にたいす

る意見のある方は、封書、

はがき等別紙に書いて三月

末日（必着のこと）までに

東腎協事務局へお送り下さ

50

へ送り先▽

161 東京都



東腎協事務局

昭和57年度活動記録

△昭和57年▽

- | | | | | | |
|------|--|------|------------------------------|------|---|
| 3・4 | 「全腎協」第55号送 | 3・30 | 56年度会計監査(武富、山田、石川、宝生) | 5・2 | 全難連第8回総会に出席
(10名) |
| 3・6 | 東難連運営委員会 (平沢) | 4・3 | 東難連運営委員会 (平沢) | 5・9 | 立川第二相互病院「希望会」勉強会に出席
(宝生) |
| 3・17 | 都衛生局を訪ねダイアライザーによる眼障害の件で概要を聞く
(平沢) | 4・4 | 第10回総会開催(参加者147名) | 5・6 | 神奈川県腎友会総会に祝電を発送
信 |
| 3・18 | 杏林大学長沢教授を訪ね総会の講演を依頼する (宝生) | 4・6 | 長沢教授に礼状発送 (宝生) | 5・11 | 西池袋医院、腎研クリニック、高田馬場クリニック訪問
(宝生) |
| 3・24 | 都庁各局、都議会各党を訪問、第10回総会の出席を依頼する
保険部に吉祥寺問題で挨拶
(宝生) | 4・8 | 「東腎協」第41編集 (加藤) | 5・16 | 全腎協第12回総会(大阪)に出席
(役員13名) |
| 3・25 | 都・別枠採用で透析患者2名が採用になった旨連絡があった
国際障害者年東京都連絡会
(平沢) | 4・15 | 愛知県腎協第13回総会・香川県腎臓友の会総会へ祝電発信 | 5・20 | 栃木県腎臓病友の会総会に祝電を発信 |
| 3・26 | あけぼの病院を訪問、高橋氏死去後の患者会運営について要請
(宝生) | 4・17 | 副会長会議(泉山・一ノ清・高橋・宝生) | 5・22 | 東難連運営委員会 (平沢) |
| 3・27 | あけぼの病院を訪問、高橋氏死去後の患者会運営について要請
(宝生) | 4・19 | 第42回常任幹事会報告作成
(森) | 5・25 | 都衛生局を訪ね「墨東病院改築についての話し合い」を申し入れる
(平沢) |
| 5・1 | 10年誌編集委員会開催(8名) | 4・21 | 旧聖友会 総会で名称を「松和患者会」と変更
(森) | 5・27 | 全腎協副会長 浦川氏永眠、弔電を発信する
(平沢) |
| 4・22 | 京腎協、長野県腎協、石川県腎友会各総会へ祝電発信 | 4・22 | 山川主査に挨拶 (平沢) | 5・30 | 富山県腎友会、千葉県腎友会、宮城県腎友会各総会に祝電を発送する
(6名) |

- 6・3 山口県腎友会、兵庫県腎友会総会に祝電を発信
- 7・3 東難連運営委員会 (平沢)
- 7・4 10年誌編集委員会 (5名)
- 7・4 「東腎協」642校正 (加藤)
- 7・5 「全腎協」6858発送
- 7・6 都広報部菊地主査来局、テレビ朝日で人工透析について放映したい旨申し入れ(泉山・石川)
- 7・8 埼玉県腎臓病友の会第11回総会へ祝電を発信
- 7・15 「東腎協」642取材・編集(加藤)
- 7・17 副会長会議(泉山・一ノ清・高橋・森)
- 7・20 58年度都予算に関する要望書を提出 (泉山・一ノ清)
- 7・21 「東腎協」643 小林全腎協事務局長にインタビュー(加藤)
- 7・22 東難連の58年度予算要請行動に参加 (泉山・平沢・森)
- 7・27 都職労「一、一〇〇万都民は都政に何を求めるか」に参加 (泉山・石川・糸賀)
- 7・27 テレビ朝日担当者と打合せ (石川)
- 8・12 東難連医療相談会の医師派遣のお願いに杏林大学へ行く (平沢・小泉)
- 8・12 テレビ朝日のビデオ撮りに出演 (泉山・石川)
- 8・12 58年度都予算要請の事前打合せに都庁を訪問する (泉山)
- 8・22 第44回常任幹事会 (16名)
- 8・22 10年誌編集委員会 (7名)
- 8・23 第44回常任幹事会報告作成 (森)
- 8・24 58年度都予算に関する要請行動 (出席者11名)
- 8・26 街頭キャンペーンの道路使用許可申請のため各警察署へ (泉山・草間・小泉)
- 8・26 東難連バス旅行に参加 (平沢・石川)
- 8・29 第9回幹事会開催 (37名)
- 9・1 10年誌原稿依頼状作成「東腎協」643編集 (加藤)
- 9・2 第9回幹事会報告作成 (森)
- 9・4 「東腎協」643編集 (加藤)
- 9・4 東難連運営委員会 (平沢)
- 6・7 「東腎協」642取材・編集(加藤)
- 6・10 岐阜県腎協第12回総会に祝電を発信する
- 6・11 笛智子さん永眠、大和病院の代表者は和田雄二氏に
- 6・15 ニプロ被害者調査票の作成 (石川)
- 6・17 群馬県腎協第10回総会、茨城県腎協第11回総会へ祝電を発信
- 6・19 副会長会議(泉山・高橋・木村)
- 6・20 故笛智子さんの冥福を祈り焼香に行く(泉山・森・池井・木村)
- 6・20 第43回常任幹事会 (18名)
- 6・23 福島県腎協第13回総会、岡山県腎協第8回総会へ祝電を発信
- 6・24 第43回常任幹事会報告作成(森)

9・4	5	関東プロロック会議出席 (一ノ清・高橋)						
9・4	5	全腎協運営委員会出席 (石川・小林)						
9・7		会員交流会の会場確保のため、 都勤労福祉会館へ (平沢)						
9・13		飯田橋クリニクより台風18号 の被害にあった旨連絡があり、 見舞に行く (小林)						
9・13		国会請願用紙発送						
9・13		「東腎協」№43編集 (加藤)						
9・18		第45回常任幹事会 (15名)						
9・18		10年誌編集委員会 (4名)						
9・19		全国統一街頭キャンペーン (参加者169名)						
9・22		10年誌座談会(加藤・石川みさ ・木村・林田)						
9・26		東難連主催腎臓病医療相談会開 催 (出席者役員8名)						
9・26		板橋内科クリニク「板友会」 訪問 (泉山・森)						
9・28		「東腎協」№43校正 (加藤)						
9・30		ニプロ被害調査のため飯田橋ク リニク、東京女子医大、腎研 タリニク、豊生病院の各病院						
10・2		を訪問 (石川)						
10・2		副会長会議(泉山・一ノ清・高 橋)						
10・2		東難連運営委員会(平沢・森)						
10・5		ニプロ被害調査のため東京女子 医大を訪問 (石川)						
10・7		東難連主催共産党都議団との懇 談会 (平沢・石川・森)						
10・12		東難連主催社会党都議団との懇 談会 (平沢・石川)						
10・14		10年誌原稿の整理 (加藤)						
10・14		「東腎協」№43発送(池井・森)						
10・14		吉祥寺クリニクで透析液供給 装置のトラブルが発生したとの 連絡がニプロよりあった						
10・16	17	全腎協幹事会(石川・平沢 ・一ノ清・高橋)						
10・18		「東腎協」№43発送 (川下・森)						
10・24		第46回常任幹事会 (15名)						
10・24		10年誌編集委員会 (5名)						
10・30	31	全腎協主催機関誌担当者養 成講座に出席 (加藤・木村)						
11・3		第8回全患連大会に出席 (出席者7名)						
11・6		東難連運営委員会 (平沢)						
11・7		会員交流会開催(出席者28名)						
11・12		10年誌、機関誌打合せ (高橋・加藤)						
11・18		福祉局を訪問(障)有料化の情報取 集を行なう(平沢・森・石川)						
11・18		福祉局、衛生局各課を訪問、全 腎協実態調査報告集を呈呈する (平沢・森・石川)						
11・20		第4回展望委員会開催(8名)						
11・23		10年誌編集委員会 (6名)						
11・24		幹事の渡辺幸弘氏、渡辺敏孝氏 来所、医療費立て替え払い制等 について話し合う (森)						
11・29		10年誌座談会原稿の打合せ (加藤・木村・石川み・林田)						
11・29		ホームヘルパー有料化について 福祉局吉田課長の説明を受ける (平沢・森)						
11・29		社会党、共産党都議団事務局を 訪ねホームヘルパー等懇談する (平沢・森)						
12・2		国際障害者年東京都連絡協議会 に出席する (平沢)						

12・4	東難連運営委員会	(平沢)	1・19	「東腎協」第44発送	(池井・川下)	2・5	東難連運営委員会に出席する	(平沢)
12・8	10年誌の割付	(加藤)	1・20	10年誌校正、初校(泉山・高橋・加藤・木村)		2・6	第49回常任幹事会	(13名)
12・11	三役会議(宝生・泉山・一ノ清・森)		1・20	10年誌「あゆみ」の低料三種郵便物の指定を受けるため都福祉局へ行く	(森)	2・7	総会会場(労音会館)へ予約金を支払う	(森)
12・15	「東腎協」第44入稿	(加藤)	1・20	10年誌「あゆみ」の低料三種郵便物の指定を受けるため都福祉局へ行く	(森)	2・9	常任幹事会報告書作成	(森)
12・19	第47回常任幹事会開催(17名)		1・23	第48回常任幹事会	(17名)	2・17	幹事会資料作成(石川・森)	
12・19	10年誌編集委員会(5名)		1・23	10年誌編集委員会	(6名)	2・17	10年誌発送(宝生・高橋・加藤・池井)	
12・22	「全腎協」第61発送	(川下・池井)	1・23	10年誌編集委員会	(6名)	2・20	第10回幹事会(40名)	
12・23	三役会議開催(宝生・泉山・高橋・平沢・森)		1・24	常任幹事会報告作成	(森)	2・20	東腎協議案書(東腎協第45)入稿	(加藤)
12・27	58年度予算に関する全患連、全難連統一行動に参加	(森)	1・28	都衛生局病院管理部を訪ね都立病院関係の予算案を受領する	(平沢・森)			
12・27	「東腎協」第44校正	(加藤)	1・29	10年誌校正、二校	(高橋・加藤)			
△昭和58年▽								
1・7	衛生局、労働経済局、福祉局へ年始	(平沢・森)	1・30	10年誌校正	(加藤)			
1・10	10年誌入稿	(加藤)	1・30	下落合クリニック開業レセプションに出席する	(宝生)			
1・14	衛生局を訪問、58年度特殊疾病対策予算案を受領する	(平沢・森)	2・2	国会請願行動(参加者51名内役員20名)	(加藤)			
1・15	第11回総会の会場確保のため都障害者福祉会館へ使用申請書を提出する	(宝生)	2・3	10年誌、三校	(加藤)			
			2・3	総会会場確保のため千駄谷出張所へ行く	(森)			
			2・3	総会会場確保のため都勤労福祉会館へ行く	(平沢)			

昭和58年度活動方針(案)

第二臨調の答申にもある通り受益者負担が強化され、老人医療の有料化、各種年金の物価スライドの凍結、加えて医療費支払い方式の「改悪」が取りざたされて、私たちへのしわ寄せは一層強まってきました。

今こそ、二五〇〇名の会員と共に一致団結し、強力な運動を展開する必要があります。本年度は、重点目標を次のように定め活動いたします。

一、東京都及び都議会各党

に対する陳情・要請活動

1. 医療供給体制の整備に関する要望
2. 全ての都立病院に専門医の配置を
3. 都立病院で夜間透析の実施を
4. 都立大久保病院の腎センターを移植の出来る総合腎センターに
5. 都としての腎臓病の総合対策の確立(予防、早期発見、早期治療及び管理体制)を

6. 災害時の緊急透析治療体制の確保を
- (2) 医療、生活保障に関する要望
1. 慢性腎炎患者の医療費公費負担を
2. 内部障害者四級まで医療費公費負担を

3. 心身障害者福祉手当の増額を
4. 災害時、病院までの交通確保を
5. 区市町村での福祉対策の拡充を
6. 勤ける腎臓病患者に社会復帰の道を

二、組織運営上の目標

1. 腎提供者確保のため引き続き運動を続ける。
2. 各患者会及び会員の交流と学習を行なう
3. 全腎協、東難連との連携を強化する
4. 半専従体制をしき事務局体制を強化し、会員二、八〇〇人を目標とする。
5. 幹事、常任幹事の学習を強化する。

三、長期的目標

組織運営上の問題で、全腎協、東難連との連携強化、東腎協のプロジェクト化等、長期的な視野に立つ必要がある問題について、委員会を発足させ論議を深めます。

昭和58年度スローガン(案)

一、予防から社会復帰にいたる腎総合対策の確立を！

二、慢性腎炎患者の医療費公費負担を！

三、都立病院で夜間透析の実施を！

四、腎臓病の治療、研究促進を！

五、区市町村での福祉対策の拡充を！

六、勤ける腎臓病患者に社会復帰の道を！

七、活動内容を充実し、二千八百人の東腎協を！

東腎協規約改正(案)

第八条(幹事会)

幹事会は、幹事、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計および常任幹事で構成し、常任幹事会から提案された事項を審議決定する。決定事項は、次の総会で報告し承認を得る。

幹事会は、年一回以上開催する。幹事は、各患者会および常任幹事会から推せんを受けた者を総会において選出する。ただし、事情により、常任幹事会の承認を得て、年度の途中でも変更することができる。幹事の任期は一年とする。

第十二条(役員)

当会の役員は、総会で選出し、会長一名、副会長若干名、事務局次長一名、事務局次長若若干名、会計一名、常任幹事若干名、幹事若干名および会計監査二名とする。ただし、役員は、一年とし兼任はできない。

なお、専従役員をおくことができる。その採用、解任処遇については別に定め

る。

第十三条(事務局)

当会の事務を処理するため所要の事務局員または臨時事務局員をおくことができる。

事務局員の採用、待遇および勤務に關することは常任幹事会が決定し、幹事会の承認を得る。

第十五条(会費)

当会の会費は、一人年間二、四〇〇円(全腎協分担金を含む)とする。ただし、新規入会者で十月一日以降入会の場合は、その年度に限り一人一、二〇〇円とする。会費は、事情により常任幹事会の承認を得て、分割、減額納入することができる。

東腎協現行規約

第一条(名称・組織)

当会の名称は、東京都腎臓病患者連絡協議会(略称・東腎協。以下当会と略す)とし、全国腎臓病患者連絡協議会(略称・全腎協)に加盟するものとする。

第二条(事務局)

当会の事務局は、東京都区内に置くものとする。

第三条(目的)

当会の目的は、会員相互の親睦、経験交流をはかり、会員の福祉厚生ならびに社会的、経済的諸条件の向上を期するとともに、腎臓病の治療研究、医療体制の充実・向上をめざすものとする。

第四条(会員資格)

当会、次の会員で構成する。

正会員……東京在住の腎臓病患者会および患者・家族

賛助会員……当会の趣旨・目的に賛同された方

第五条(会議)

当会の会議は、総会、幹事会および常任幹事会とし、その運営は、会議によるものとする。

第六条(総会)

総会は、毎年一回開催し全体総会とする。総会では、①活動経過報告と決算および会計監査報告の承認②活動方針および予算の決定③規約の改廃④役員を選出⑤その他会務に關する事項等を審議決定

する。

なお、文書による発言も認める。

第七条（臨時総会）

会員の三分の一以上の要求があったとき、または幹事会が必要と認めたとときは、または臨時総会を開催しなければならない。

第八条（幹事会）

幹事会は、幹事、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計および常任幹事会を構成し、常任幹事会から提案された事項を審議決定する。決定事項は、次の総会で報告し承認を得る。

幹事会は、年一回以上開催する。幹事は、各患者会および常任幹事会から推せんを受けた者を総会において選出する。その任期は、一年とする。

第九条（常任幹事会）

常任幹事会は、会長、副会長、事務局次長、事務局次長、会計および常任幹事会を構成し、総会、幹事会の決定にもとづいて、当会の運営に責任をもつ執行機関であり、必要なとき選出開催する。

常任幹事会の活動は、次の幹事会に報告し承認を得る。

第十条（会議の招集）

会議は、会長が招集する。

会議を招集するには、会議の構成員に対し、会議の日時、目的を示して、七日以前に文書で通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ぬ場合はこの限りでない。

第十一条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

2. 幹事会の議長は、幹事のうちから選出する。

3. 常任幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

第十二条（役員）

当会の役員は、総会で選出し、会長一名、副会長若干名、事務局次長一名、事務局次長若干名、会計一名、常任幹事若干名、幹事若干名および会計監査二名とする。ただし、役員任期は、一年とし兼任はできない。

第十三条（事務員）

当会の事務を処理するための所要の事務員（職員）または臨時事務員（臨時職員）をおくことができる。

事務員の採用、待遇および勤務に関する

ことは常任幹事会が決定し、幹事会の承認を得る。

第十四条（運営費）

当会の運営費は、会費、寄付金およびその他の収入によってまかなうものとする。

第十五条（会費）

当会の会費は、一人年間二、四〇〇円（全腎協分担金を含む）とする。ただし、事情により、常任幹事会の承認を得て、分割、減額納入することができる。

第十六条（会計年度）

当会の会計年度は、三月一日から翌年二月末日までとする。

第十七条（会計監査）

当会の会計監査は、会計年度終了後一カ月以内に会計を監査する。

第十八条（附則）

本規約は、総会で改廃することができる。

2. 本規約は、総会で議決後直ちに効力を有する。

全腎協国会請願署名・募金集計報告 (昭58.2.2現在)

No	患者会名	署名数	募金額	No	患者会名	署名数	募金額
1	青山会	124	13,000	33	千駄木腎友会	150	8,000
2	あけぼの病院友の会			34	立川共済病院腎友会		
3	天野腎友会	133	3,950	35	立川クリニック親睦会	396	31,500
4	飯田橋クリニック腎友会	370	17,900	36	立川第二相互病院希望会	334	18,325
5	今尾医院腎友会	337	23,000	37	調布病院腎友会	695	34,500
6	入谷クリニック腎友会	179	17,000	38	月島サマリア腎友会	959	71,750
7	エバラ病院腎友会	62	8,420	39	帝京大学病院腎友会	268	31,600
8	大久保病院腎友会			40	東京共済病院腎友会	10	
9	大田病院腎友会	133	9,000	41	月島病院腎友会	154	16,500
10	大橋クリニック腎友会	523	25,915	42	長原三和クリニック腎友会	59	4,000
11	大山中央腎友会	656	30,170	43	西新井病院腎センター友の会	864	35,000
12	織本病院腎友会	968	52,041	44	西池袋黎明会	381	20,925
13	嬉泉病院ニーレ友の会	4347	135,320	45	日伸ビルクリニック腎友会	245	7,000
14	北病院腎友会			46	東池袋サンシャイン会	473	19,000
15	吉祥寺クリニック腎友会	399	21,000	47	東村山康腎会		
16	杏林腎友会	320	15,400	48	フェニックス会	1,006	66,730
17	京葉病院腎友会	363	9,000	49	豊生会	217	14,000
18	国立王子病院腎友会	287	25,850	50	南千住クリニック河童会	74	8,200
19	こぶし会	190	11,850	51	南多摩病院桜会	321	19,295
20	三和会	100	11,000	52	三の輪病院腎友会	100	11,800
21	三軒茶屋病院腎友会	1,797	80,562	53	大和病院透析友の会	740	31,400
22	慈秀病院白慈会	470	16,300	54	谷中三和クリニック腎友会		
23	しのばず会	688	18,960	55	代々木病院腎友会	1,413	46,635
24	城南クリニック腎友会	145		56	両国クリニック腎友会		
25	昭和大学病院百合の会	57	10,000	57	和泉クリニック腎友会	21	2,420
26	松和患者会西新宿支部	1,046	32,601	58	北多摩病院腎友会	810	62,776
27	松和患者会四ツ谷支部	390	14,950	59	中野クリニック	147	17,000
28	松和患者会目白支部	168	3,850	60	新宿三井ビルクリニック	400	8,250
29	しろかね会	70	11,500		小計	26,079	1,268,495
30	人工腎臓虎の門会	1,358	60,150		個人会員	1,248	27,2028
31	腎研友の会	120			事務局	81	23,752
32	新・新宿クリニック腎友会	42	3,200		合計	27,408	1,564,275 ^円

昭和五十一年二月二十五日第三種
SSKO通巻第八〇五号
昭和五十八年三月十四日発行

初認可

発行所

身体障害者団体定期刊行物協会の
東京都世田谷区砦八二一三

頒価
百円